

「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」

清掃審議会答申概要

1 答申までの流れ

諮問 平成17年10月18日  
 中間取りまとめ 平成18年6月16日  
 市民意見聴取(市民意見交換会(58回),市民アンケート(対象4千人),パブコメ)  
 答申 平成19年2月16日

2 答申内容

政令市移行後のごみ減量施策のあり方  
 今後のごみ減量に向けての基本方向

ごみ減量目標

「平成23年度までに、1人1日あたり排出量を約120g減量し、570gに」

基本方向

- 第一「分別の拡充・徹底、リサイクルの推進」
- 第二「有料化も含めた手数料のあり方の検討」
- 第三「市民・事業者・行政の協働による取組みの推進」

新潟市が実施すべきごみ減量施策

家庭系ごみの分別のあり方

10種13分別を基本に、可能な限り資源化を図り、最終的に焼却・埋立処分されるごみを極力削減するとともに、分別の徹底により、高品質なリサイクルを確保する。

区 分		収集回数	出し方
し み	1 燃やすごみ	週3回	指定袋
	2 燃やさないごみ	月1回	指定袋
	3 粗大ごみ	随時	申込制戸別収集
資 源	4 プラスチック製容器包装	週1回	ポリ袋
	5 ペットボトル	月2回	コンテナ・ネット・ポリ袋
	6 飲食用びん	月2回	コンテナ
	7 飲食用缶	月2回	コンテナ・ポリ袋
	8 有害・危険物 〔乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター・スプレー缶類〕	月1回	ポリ袋
	9 古紙類 新聞 雑誌・雑紙 段ボール 紙パック	月2回	ひも・ポリ袋
	10 枝葉・草	週1回	ひも・ポリ袋

巻広域地区の分別区分については、新制度移行後3年間の特例期間を設け、当該地区については現行の西川地区での方式に統一し、資源化の向上を図る。

特例期間中においても、分別方式の統一に向けて検討を続け、期間経過後については、審議会としては全市の制度に統一すべきと考える。

家庭系ごみの負担のあり方

ごみの減量化・リサイクルの推進や分別の徹底の観点から、燃やすごみ、燃やさないごみは、指定袋による有料とし、資源物は無料とする。

有料指定袋(燃やすごみ, 燃やさないごみ)				
区 分	大(45)	中(30)	小(20)	極小(10)
手数料	45円	30円	20円	10円

粗大ごみは、有料により収集することとし、品目別シールを貼付した上、申込みによる戸別収集とする。

有料シール制(粗大ごみ)				
区 分	~10kg	10kg~ 20kg	20kg~ 30kg	30kg~
手数料	100円	200円	300円	500円

手数料収益については、有料化の趣旨から、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策及び地域コミュニティ活動の振興などに資するよう市民還元すること、また、用途の決定にあたっては、市民代表も含め透明性を確保することとして、以下のような事業を対象とする。

- 古紙資源化の一層の推進
- ごみステーション設置補助
- ごみ減量・地域美化
- 不法投棄・違反ごみ対策
- 環境学習・環境教育に対する支援
- コミュニティ協議会等の地域活動支援

コミュニティ協議会等への支援は、運営全般に対して一律に助成するのではなく、循環型地域づくりに対する取組みを中心に、市民福祉活動など具体的な活動に対して行う。

事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方

事業者の自己処理責任に基づき、ごみステーションへの排出は禁止し、排出抑制・リサイクルの推進を図り、焼却場へ持ち込む場合は、重量に応じた単純従量制とする。

直接搬入ごみ		事業系 ステーション収集
事業系	家庭系	廃止
130円/10kg	60円/10kg	

市民・事業者・行政による協働の取組み

- ア 違反ごみ・不法投棄・不法焼却対策の強化
- イ (仮称)「クリーンにいがた推進員」制度の創設
- ウ (仮称)「ポイ捨て等防止条例」の制定
- エ 生産・販売におけるごみ減量
- オ 環境教育・環境学習の強化

実施予定 平成20年4月